

# 一般社団法人北九州市立大学同窓会特別功労者表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北九州市立大学同窓会(以下「本会」という。)の行う特別功労者表彰について必要な事項を定める。

## (特別功労者表彰審査委員会)

第2条 特別功労者表彰の適正を期するため、特別功労者表彰審査委員会を置く。

2 特別功労者表彰審査委員会の委員は、表彰審査委員会の委員が兼任する。

## (表彰)

第3条 一般社団法人北九州市立大学同窓会会長(以下「会長」という。)は、次の各号の一に該当する者のうち、特別功労者表彰審査委員会が適當と認める者を表彰する。

- (1) 本会の本部及び支部の役員として、長年にわたり本会の充実発展に貢献をし、その功績が極めて顕著であると認める者
- (2) 本会会員として本会の充実発展に多大の貢献をし、その功績が極めて顕著であると認める者。
- (3) 本会会員で経済・社会・文化の発展に多大の貢献をし、北九州市立大学及び本会の名誉を大いに高めた者
- (4) その他、会長が特に必要と認める者

## (表彰の方法)

第4条 表彰は、特別功労表彰状と記念品を贈呈して行う。

## (表彰の時期)

第5条 表彰は総会時に行う。

## (被表彰者が亡くなられたときの処置)

第6条 表彰を受ける者が表彰前に亡くなられたときは、特別功労表彰状と記念品はその遺族に贈呈する。

## (委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、北九州市立大学同窓会の「北九州市立大学同窓会特別功労者表彰規程」を承継し当法人設立の令和4年4月1日より施行する。